

平成 23 年 4 月 12 日

JMLA 会員 殿

特定非営利活動法人 日本医学図書館協会
事務局長 木村 博

第 82 回総会の委任状について（依頼）

第 82 回総会にご欠席の会員の皆様には委任状を提出して頂くこととなります。つきましては、下記のとおり、定款第 35 条及び総会運営細則第 12 条をよくご理解のうえ、手続きをお願いいたします。

記

定款第35条

（書面表決等）

第35条 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。また、総会においては、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した構成員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会又は理事会に出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

総会運営に関する細則第12条

（委任状提出の手続）

第12条 総会構成員（正会員、協力会員）がやむを得ない理由のため総会に出席できない場合は、次に定める手続にしたがって委任状を提出することができる。

2 表決権を委任する会員は、別紙様式の「委任状」に署名、押印し、総会開催日の2週間前までに、当該会員に託すとともに委任状の写しを中央事務局に提出しなければならない。

3 表決権の委任状を受ける場合、1を超えることはできない。

（表決権）

第13条 総会における表決権は、1総会構成会員（正会員、協力会員）につき1票とする。ただし、委任状により表決権を委任されたときは、2票を行使することができる。

2 機関会員の代表者が個人会員である場合は、2票を行使することができる。

(解説)

総会に欠席する「正会員及び協力会員」は表決を委任することができます。委任する相手は総会に出席する「正会員あるいは協力会員」です。

その手続きは細則第12条第2項のとおりですが、注意すべきなのは、委任は「1会員分」を超えて受けることができないということです。(第3項)

言い換えれば、委任しようとする会員は、委任先の会員がほかの会員から委任を受けていないかどうか確認する必要があります。

また、委任を受ける会員も、自分が複数の会員から委任を受けないように注意する必要があります。

JMLA に独特の規定ですが、表決が偏らないようにするために工夫されたものです。委任を無効にしないために、委任状をご提出の場合はご注意くださいようお願いいたします。

注1)

昨年の第81回総会で、委任先を「議長」や「会長」とした例が数件ありましたが、これは細則第12条第2、3項からすると無効となる可能性が高いといえます。

注2)

表決権と委任に関する扱いについて、機関会員と個人会員に区別はありません。